

エ 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

8年度において、漁具特約の引受件数（特殊保険を含む）は724件で、保険金額は53億7,580万円であった。8年度中に発生した事故は2件で、支払保険金は201万円であった。

(2) 特 殊 保 険

8年度における特殊保険の加入は337件で、保険金額は286億9,450万円であり、その内訳は、北部漁場336件、286億6,095万円、西部漁場1件、8500万円、南部漁場0件である。また保険金を支払ったものは0件であった。

2 漁船舶主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

51年10月から、試験的に漁船保険組合が保険事業を、漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、56年10月から保険機構については漁船保険組合が元受保険を、漁船保険中央会が再保険を、国が再々保険を行うことで本格実施に移行した。

更に、元年9月てん補すべき損害の区分に乘客損害が新設され、同年10月から事業を実施している。

8年度の保険契約隻数は、衝突損害244,830隻、一般損害239,332隻、乘客損害12,505隻、人命損害10,188隻となっている。

保険金額はそれぞれ1兆4,970億46万円、8兆8,037億8,300万円、3兆6,076億6,000万円、280億3,950万円である。また純保険料額はそれぞれ12億1,128万円、25億2,681万円、2億5,552万円、5,488万円となっている。保険金を支払ったものは、衝突損害1,960件、13億5,949万円、一般損害782件、12億9,449万円、乘客損害38件、3,135万円、人命損害9件、863万円となっている。

3 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であってその所有し又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うことになっている。

漁船舶主責任保険と同じく56年10月から本格実施に移行したが、国の再々保険はない。

8年度の保険契約隻数は17,794隻、保険金額259億6,300万円、純保険料4,189万円である。保険金支払い件数は13件、支払い保険金1,553万円であった。

4 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。48年10月から試験的に漁船保険組合が保険事業を漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、58年10月から漁船保険組合が保険事業を行い、国が9割について再保険事業を行うことで本格実施に移行した。

8年度の保険契約隻数は、1,250隻で、保険金額は2,106億9,275万円、純保険料額は5億4,420万円である。

また、保険金を支払ったものは15件であり、1億7,375万円であった。

5 漁船乗組員給与保険事業

漁船乗組員給与保険事業は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行い、その保険責任の9割について国が再保険している。8年度の保険契約は、251件であり、北部漁場251件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

また、保険金を支払ったものは0件であった。

第8節 漁業災害補償制度

1 概 況

本制度は、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により中小漁業者の相互救済の精神を基調としてその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって、受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、8年度の加入状況は、加入件数

24,715件、共済金額3,735億1,913万円、純共済掛金163億1,241万円であった。この加入実績は、前年度実績3,707億7,742万円に対し1%増(28億円増)となった。この内訳は、漁獲共済の前年度比2%減(50億円減)、養殖共済の前年度比3%減(30億円減)、特定養殖共済の前年度比20%増(100億円増)、漁具共済の前年度比12%増(2億円増)となっている。

なお、7年度分に係る支払い状況は、支払い件数6,539件、支払い共済金127億1,494万円であった。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る

漁獲金額が共済限度額(過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

8年度の契約件数は、13,919件と前年度の14,087件に比べ減少し、共済金額では、2,259億147万円と前年度2,308億6,616万円に比べ2%の減少を示した。

なお、7年度契約分に係る支払い状況は、9年3月末現在で支払い件数3,871件、共済金82億3,443万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物又はその養殖に使用中の養殖施設が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失、損壊した等の損害について共済金を支払

表17 漁業共済事業引受・支払状況(9年3月末現在実績数値)

区 分	件 数	引 受 (8年度契約分)			支 払 (7年度契約分)		支 払 (8年度契約分)	
		共 済 限 度 額 又は共済価額	共 済 金 額	純共済掛金	件 数	支 払 共 済 金	件 数	支 払 共 済 金
(漁獲共済)	件	百万円	百万円	百万円	件	百万円	件	百万円
採貝・採そう業	318	19,896	16,084	979	114	572	12	40
2号漁業	9,316	100,588	73,465	2,956	2,443	1,737	42	68
まき網・敷網漁業	289	44,211	21,478	948	80	696	30	379
ひき網漁業	903	67,856	36,377	1,028	204	666	60	566
釣り・はえ縄漁業	537	41,893	15,745	614	158	383	15	13
その他の漁船漁業	459	13,366	7,914	308	144	233	4	3
定置漁業	2,097	81,280	54,839	2,682	728	3,948	421	1,987
計	13,919	369,090	225,902	9,515	3,871	8,235	584	3,056
(養殖共済)								
かき 養殖業	2,837	11,291	6,960	697	873	572	652	538
1年貝真珠	752	5,504	3,466	183	131	84	35	45
2年貝真珠	877	4,091	2,866	115	37	30	0	0
1年魚はまち	516	10,598	7,022	278	114	368	13	37
2年魚はまち	1,088	43,352	31,977	900	233	729	58	177
1年魚たい	129	1,956	1,236	101	55	75	7	7
2年魚たい	594	9,454	4,229	105	16	13	6	7
3年魚たい	389	11,183	6,021	96	20	40	11	25
ぎんぎけ	128	4,447	2,083	91	39	70	0	0
ふぐ	186	3,330	2,231	160	85	150	26	39
1年魚かんばち	146	6,976	6,067	193	9	48	13	54
2年魚かんばち	191	6,872	5,720	136	2	3	1	1
ひらめ	49	659	443	18	21	28	0	0
(赤潮特約)	(6,993)	(115,032)	(78,231)	708	161	249	6	39
計	7,882	119,713	80,321	3,781	1,796	2,459	828	969
(特定養殖共済)								
のり 養殖業	800	75,482	47,969	1,976	412	1,208	3	1
わかめ	273	5,915	5,100	326	151	583	0	0
こんぶ	869	6,241	3,939	187	246	58	0	0
真珠母貝	206	1,324	1,106	58	0	0	1	1
ほたて貝	453	10,906	7,627	351	6	62	0	0
計	2,601	99,868	65,741	2,898	815	1,911	4	2
(漁具共済)								
定置網	287	2,894	1,416	90	44	86	22	69
まき網	26	393	139	28	13	24	8	18
計	313	3,287	1,555	118	57	110	30	87
合 計	24,715	591,958	373,519	16,312	6,539	12,715	1,446	4,114

う事業である。

8年度の契約件数は、7,882件と前年度の8,369件に比べ減少し、共済金額では、803億2,099万円と前年度832億158万円に比べ3%の減少を示した。

7年度契約分に係る支払い状況は9年3月末現在で契約件数1,796件、共済金は24億5,913万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失及び特定養殖業に係る養殖施設の共用中における損壊、流失等があった場合の損害について共済金を支払う事業である。

8年度の契約件数は、2,601件と前年度の2,229件に比べ増加し、共済金額では、657億4,136万円と前年度553億2,169万円に比べ20%の増加を示した。

なお、7年度契約分の支払い状況は、9年3月末現在で支払い件数815件、共済金は、19億1,098万円であった。

(4) 漁具共済

この共済は、共済目的たる漁具が漁業の操業中に流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

8年度の加入件数は、313件と前年度の339件に比べ減少し、共済金額では、15億5,529万円と前年度13億8,797万円に比べ12%の増加を示した。

なお、7年度契約分の支払い状況は、9年3月末現在で契約件数57件、共済金は、1億1,040万円であった。

3 財 政 措 置

8年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は75億667万円であった。

また、漁業共済組合及び連合会に対して、事業実施に必要な経費のうち人件費等について5億6,308万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 漁業生産調整組合

漁業生産調整組合には、まき網漁業関係4（北海道さばまき網漁業生産調整組合、北部太平洋海区まき網漁業生産調整組合、山陰まき網漁業生産調整組合及び日本統網漁業生産調整組合）、さんま漁業関係1（全国さんま棒受網漁業生産調整組合）、いかつり漁業関係1

（八戸いか釣漁業生産調整組合）、さばつり漁業関係1（東日本さば釣漁業生産調整組合）、かつおつり漁業関係1（日本かつおさおづり漁業生産調整組合）の8組合がある。各組合は成立の趣旨に沿って定められた調整規程に従い生産調整事業を実施している。

2 沖合底びき網漁業

(1) 総 論

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分（一部128度）の線により囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は45区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖で行われている。

許認可隻数：8年末で540隻であった。

船型：160tまで12階層に分かれるが新66～新75t階層が最も多く108隻となっており新30t未満階層の103隻がこれに次いでいる。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：7年は52万tで前年に比べ8万t増加した。魚種別にはすけとうだら16万2千t、ほっけ12万2千t、かれい類1万9千tとなっている。

(2) 海 区 別 概 要

北海道区：許認可隻数88隻、111～160t型船で北海道周辺海域及びロシア200海里水域内においてかけまわし及びトロールにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、ほっけ、いかなご、かれい、ずわいがに。

太平洋北区：許認可隻数150隻。主に30t未満船及び55～75t型船で青森～千葉県をかけまわし、2そうびき及びトロールにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、まだら、かれい類。

太平洋中南区：許認可隻数32隻。30～50t型船によるかけまわし及び75～125t型船による2そうびきにより愛知～鹿児島県沖で操業している。主要漁獲魚種はえそ、いか、にぎす。

日本海北区：許認可隻数95隻。主に60t未満船で青森沖、佐渡沖、能登沖でかけまわしにより操業を行っている。主要漁獲魚種はほっけ、すけとうだら、かれい。

日本海西区：許認可隻数175隻。山陰～対馬沖が主漁場。110t未満船によるかけまわし及び2そうびきが行われている。主要漁獲魚種はいか、かれい類、ずわいがに。

3 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率が高く、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において漁業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の9年の許可総枠隻数22,368隻である。7年の漁獲量は約47万5千tで前年に比べ約2%増となっている。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

また、59年度から当該漁業のうち、特に経営の悪化が著しいものについては、特定漁業生産構造再編推進事業及び資源管理型漁業構造再編緊急対策事業により漁船の隻数の縮減を計り、漁業の生産及び経営の安定が図られている。

4 まき網漁業

9年1月現在の大中型まき網漁業の許認可隻数は、256隻であった。

また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、9年1月現在で668隻となっている。7年におけるまき網漁業の漁獲量は195万t（うち大中型まき網漁業129万t）で、前年より約44万tの減となった。これは主としていわしの漁獲減によるものである。

5 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。ずわいがにを漁獲目的とす

る10t以上船（沖合底びき網漁業を除く。）については大臣承認となっており、沖合底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。8年度の承認隻数は小型機船底びき網漁船150隻、かご漁船22隻の計172隻であった。8年のずわいがにの全国漁獲量は約3千tである。

6 さんま漁業

8年度のさんま漁業の大臣承認隻数は263隻で、前年度から21隻減少している。

8年の漁獲量は前年比15%減の約23万1千tで前年に比べ約4万2千t減少した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸零細漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと発展してきたが、魚価の低迷等により100t以上の専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いかつり漁業」、139t以上の漁船によるものを「大型いかつり漁業」と称し操業海域等を区分している。30t未満の漁船については農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

9年度の承認隻数は大型いかつり漁業が120隻、中型いかつり漁業が320隻である。また、30t未満船は全国で約1万9千隻が稼働している。

いかつり漁業はするめいか資源の減少等により、漁業経営が大きく圧迫されていることから、生産構造の再編を推進するため、特定漁業生産構造再編推進事業により、中型いかつり漁業については57年度から3年間で160隻の減船を実施し、63年度は海外いかつりの廃業見合いとして91隻減船した。大型いかつり漁業については59年度から2年間で20隻の減船を実施した。

その後、海外いかつり及び小型いかつり漁業による大量水揚げにより、いかの需給関係が崩れ魚価が暴落した。このような状況に対処するため、中型いかつり漁業については、特定漁業生産構造再編推進事業により2年度から3年間で114隻の減船を実施した。

8 いか・かじき等流し網漁業

(1) いか流し網漁業

いか流し網漁業は、北太平洋の公海に広く低密度で

分布する大型のあかい（3～4kg）を主として漁獲する農林水産大臣承認漁業であったが、3年の第46回国連総会における公海大規模流し網漁業に関する決議により、4年12月末をもって停止となった。

一方、同決議は、流し網という漁法の否定であって、あかいの漁獲そのものを否定するものではないため代替漁法によるあかい漁業の継続の途は残されている。

このため、いか流し網漁業の代替漁法への転換を図り、もってあかい漁業の継続を目指すことを目的として、漁法の転換をする漁業者には、転換に必要な特別の融資措置を講ずることとしている。また、5年度から、北太平洋あかい釣り漁業等の試験操業の許可を発給しており、とりわけ、水産庁においては、あかい釣り漁業を安定的に継続していくために、より精緻で組織的な調査を行い、あかいを対象としたいか釣り漁法による漁場の開発を図るため、いか釣り新漁場開発調査（北太平洋海域）を8年度より10年度の3か年計画で実施しているところである。

(2) かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出制とした。さらに、公海における操業が3年の第46回国連総会の決議により、4年12月末をもって停止となったことに伴い、我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の8年の漁獲量は3千tであった。

9 遊漁・海面利用

近年の海に対する国民の関心の高まりの中で、海洋性レクリエーション人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で海面の利用をめぐるトラブルが頻発している。このため、各沿岸都道府県において海面利用協議会、地区協議会を開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、遊漁者と漁業者の協議・合意を通じた漁業と遊漁の漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、稚魚放流等を通じて青少年の資源保護意識の向上等を図るための青少年漁業ふれ

あい体験事業及び釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員育成事業を引き続き実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）が元年から施行されたことに伴い、法制度の周知徹底、事故防止等を図るための遊漁船業安全・適正化推進事業等を実施するとともに、遊漁船業の実態把握を迅速に行うための遊漁船業届出情報処理事業、遊漁船業者等の組織化及び漁場利用協定の締結を促進するための遊漁・遊漁船業組織化等促進事業を引き続き実施した。

また、海洋性レクリエーション関係者に対する海面利用のルール等の普及・啓発を図る漁業活動円滑化促進啓発事業及び漁業体験等による都市と漁村との交流を推進するため、その地域的取り組みのリーダーとなる都市漁村交流推進員を育成するため、都市漁村交流推進事業を実施した。

10 沿岸・沖合等漁業の取締り

沿岸・沖合等漁業に関する水産庁の取締りの主対象は沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、さんま漁業、ずわいがに漁業及びかじき等流し網漁業であるが、都道府県知事の所管である小型底びき網漁業等の沿岸漁業についても併せて指導取締りを行っている。このほか、韓国、中国漁船の監視、指導及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律に基づき（7月20日前は、漁業水域に関する暫定措置法に基づき）、ロシア等外国漁船の取締りも実施している。これらの漁業指導取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船22隻）が本庁、漁業調整事務所、沖縄総合事務局に配置され常時取締りに当たっているが、特に季節的・地域的に問題のある海域については、漁業秩序維持のための随時漁業取締船と航空機を派遣し、海・空一体の連携取締りを実施し効果をあげている。また、水産庁及び各都道府県の取締りによって検挙された漁業法令違反については、司法処分として検察庁に送致するほか、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業及びずわいがに漁業等の農林水産大臣の処分に係る漁業については農林水産大臣が、また都道府県漁業調整規則等の違反については各都道府県知事がそれぞれてい泊港及びてい泊期間を指定して当該違反漁船のてい泊を命ずる行政処分を実施している。

しかし、最近では違反が多発化・悪質巧妙化し、特に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業は極めて集約的

で複雑な入会関係にあり資源保護や指導取締りの点において、自県沖合海域のみでなく数県の沖合にまたがるものが多く、他の沿岸漁業との紛争を引き起こす等漁業秩序維持のうえで問題が生じている。

水産庁及び各都道府県の8年度における漁業法令違反の検挙数は425件で、内訳は小型底びき網漁業157件、小型底びき網漁業を除く都道府県知事許可漁業204件、沖合底びき網漁業5件、漁業権漁業4件、大中型まき網漁業6件、いかつり漁業22件、べにずわいがに漁業4件、その他23件となっている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

8年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第12回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において5,123tの漁獲限度量及びロシア200海里内において22,180tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、全船78隻がロシア200海里内のみの操業となっており、漁獲割当量は19,500tであった。主な操業状況は、5月15日花咲港及び釧路港を出发し、2～4航海にて割当てを消化し、7月31日までに陸揚げを終了した。漁獲実績は表18のとおり。

イ 日本海海域

15隻が、日本200海里内において1,044tの漁獲限度量で、4月1日から6月25日まで操業を行い、漁獲実績は926tであった。

また、2隻がロシア200海里内において、180tの割当量を受け、5月10日から6月27日まで操業し、漁獲実績は、179tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

126隻(10t未満)が、日本200海里内において4,004tの漁獲限度量で、5月1日から7月5日まで操業を行い、漁獲実績は3,263tであった。また、19t型の27隻がロシア200海里内において2,500tの割当量を受け、5

月15日から7月16日まで操業し漁獲実績は2,490tであった。

(3) 日本海はえなわ漁業

4隻が日本200海里内において75tの漁獲限度量で、4月17日から6月25日まで操業し、漁獲実績は59tであった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会(IWC)は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)に着手するとの条件付きで商業捕鯨の全面禁止(モラトリアム)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式が完成し、南氷洋ミンク鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、捕鯨を行う際の検査・監視制度等の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたため、モラトリアムの見直しは先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一貫として南氷洋ミンク鯨の生物学的資料収集のための捕獲調査を、国際捕鯨取締条約に従いつつ、1987年度から16年計画で実施しており1995年度よりこれまでの調査を充実改善した拡充調査を開始した。

また、1994年度から北西太平洋ミンク鯨の系統群解明を目的に同海域において捕獲調査を開始した。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国は、従来ミンク鯨を主対象とした操業を行っていたが、モラトリアム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種(つち鯨、ごんどう鯨等)のみを捕獲している。この捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われて

表18 太平洋中型さけ・ます流し網漁業の漁獲量

(単位:トン)

	べにざけ	しろざけ	からふとます	ぎんざけ	ますのすけ	計
8年(A)	5,408	12,502	708	614	141	19,373
魚種別比較(%)	27.9	64.5	3.7	3.2	0.7	100
7年(B)	5,938	16,089	2,617	182	113	24,939
魚種別比較(%)	23.8	64.5	10.5	0.7	0.5	100
(A)/(B)×100	91.1	77.7	27.1	337.4	124.8	77.7

いる原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても捕鯨が認められている）と同様の社会的・経済的な性格を有しているため、ミンク鯨の捕獲再開が認められるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概 況

総トン数20t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業の3種類に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許可船の隻数は、8年8月1日現在総数1,072隻で前年より64隻減少した。これは他船へのトン数補充のための廃業等によるものである。

また、52年以降の200海里設定により、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、大西洋におけるまぐろの国際的な漁獲規制の強化に加え、みなみまぐろの漁獲枠の設定等、国内的にも対外的にも本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にあり、そのため主要漁種である、まぐろ、めばちの漁獲量は減少傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入の増大による魚価低下により、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表19 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許可隻数	
	(8年8月1日現在)
遠洋かつお・まぐろ漁業	730隻
近海かつお・まぐろ漁業	342隻
合 計	1,072隻
(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量	
	(8年、速報値、かつこ内は前年)
まぐろはえなわ漁業	204千t (235千t)
かつお一本釣り漁業	134千t (165千t)
合 計	338千t (400千t)

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、漁業省エネルギー等新技術開発事業による省エネルギー機器、省力化機器等の開発を進めるとともに、金融面でも漁業再建整備特別措置法に基づく中小漁業構造改善事業により、公庫の長期低利の資金を融通し、省エネルギー漁船の導入等の促進を図るとともに、漁業経営の改善

合理化に向けた取組を支援するため、漁業経営改善促進資金等の制度資金を融通している。さらに、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、緊急対策として、漁業経営安定維持資金及び漁業経営再建資金等の融通を行っている。

4 以西底びき網漁業

以西底びき網漁業の許認可隻数は9年1月1日現在において2そうびき54隻、平均トン数136t、1そうびき15隻、平均トン数140tであった。

漁獲量は55年まで20万t程度を保っていたが、56年以降漸減し7年は4万tとなった。

経営面では、国際規制の強化及び魚価の低迷等により経営環境が悪化している現状にあるため、元年度及び8年度に42隻の減船を行い、残存漁船の生産性の向上を図ることにより経営の安定を目指している。

操業面では、同漁船が主漁場としている東海・黄海は中国及び韓国船等が操業している国際漁場であるため、資源保護とその合理的利用の観点からそれぞれ二国間協定を締結しており種々の規制が課せられている。

5 遠洋底びき網漁業

本漁業は、操業区域により5業種に区分される。

ア 南方トロール

南方トロール漁業は、北部太平洋を除く、世界のあらゆる海域で操業を行ってきたが、その漁場の大半が外国200海里内であるため、年々厳しくなる漁業規制等により許認可隻数が漸減し、平成8年8月1日現在の許認可隻数53隻である。現在の主な漁場は、ニュー・ジーランド周辺水域、フォークランド周辺水域の外国200海里内及び南極CCAMLA、北西大西洋NAFO水域の公海漁業である。

イ 北方トロール、転換トロール、北転船

北方トロール及び転換トロールはロシア民間入漁等によるすけとうだらを漁獲対象とするスリ身工船が中心であり、また、北転船は主漁場のロシア民間入漁及びロシアGG等ですけとうだらを漁獲対象とする冷凍船が中心である。

8年8月1日の許認可隻数は各々20, 7, 27計54隻である。

ウ えびトロール

えびトロール漁業は、南米北岸の海域（スリナム）においてダブルリガー方式の小型トロール漁船によるえびを対象とした底びき網漁業であり、8年8月1日現在における許認可隻数は18隻（平均型99t）である。

8年の漁獲量122tとなっている。

また、すべての沿岸国は200海里水域を設定され、えびトロール漁船は厳しい漁業規制下で操業を強いられており、現在では、スリナムでのみ操業している。

6 北洋はえなわ・さし網漁業

北洋はえなわ・さし網漁業は従来米国200海里で操業してきたが、昭和63年に漁獲割当がゼロとなり、元年度に国際漁業再編対策に基づき10隻を減船して8年8月1日の許認可隻数は7隻であり、ロシア民間入漁により操業している。

7 海外いかつり漁業

ア ニュー・ジーランド周辺水域のいかつり漁業は、昭和48年から大臣承認漁業となり、現在に至っている。

60/61年漁期からTAC（総許容漁獲量）規制が導入されたが、元/2年漁期からは、政府間交渉による割当はゼロとなり、今後も復活の見込みはない。一方現地合併会社等に形式的に用船され操業を行っている漁船は、8/9年漁期は、大型15隻、中型3隻で、漁獲量は約4千tであり全量が我が国に搬入された。

イ 南西大西洋におけるいかつり漁業は、昭和60年にまづいかを対象として開始されたが、同海域における成績が良好であったこと及び同海域でのいかつり漁業は届出制であり操業規制がなかったことから操業隻数及び漁獲量が急増した。

しかしながら、このようないかつり漁業の急速な拡大に対して、FAO等から資源の乱獲の危険性が指摘されたほか、アルゼンチン200海里水域への侵犯事件の発生等同水域における我が国いかつり漁船の安全操業の確保が困難となってきたことと、まづいかの大量搬入による産地市場の価格が下落したことにより、昭和62年7月から南西大西洋水域を大臣承認制とし、資源保護及び漁業取締りその他漁業調整の観点から操業隻数の増加の抑制を図ることとした。

8/9年漁期の操業隻数はフォークランド・アルゼンチン海域あわせて50隻で、漁獲量は約12万2千tとなった。

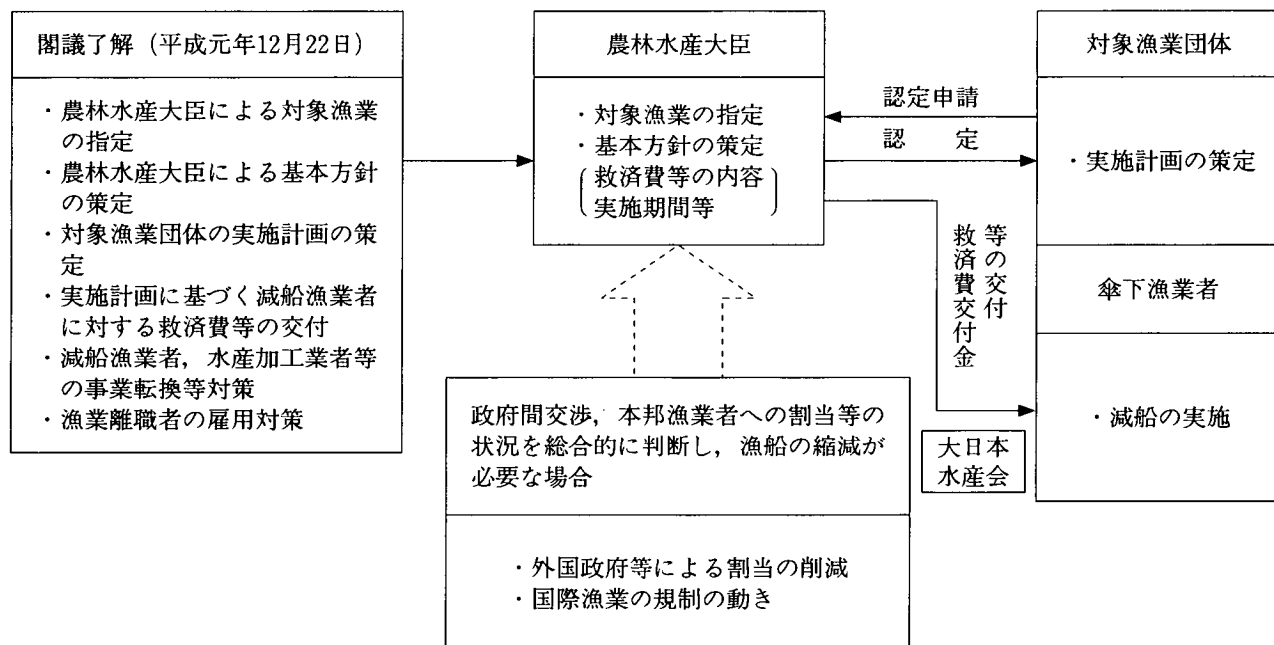
ウ ペルー200海里の入漁は、アメリカオオアカイカを対象に平成2年よりペルー政府が個別に試験操業の許可を発給し始めたことによるが、その後、ペルー政府による業界の働きかけが加熱したため同政府は、クォーター、漁獲努力量、入札最低価格、期間等を定めて入札制度を導入した。漁獲量については、5/6年漁期8万tをピークに年々減少しており、7/8年漁期には、28隻、1万8千tにまで減少して来ている。

8 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁

図1 国際漁業再編対策の骨子



業の存在を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつづ漁業、2年度においては北洋さけ・ます漁業、3年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、4年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業、6～7年度においては、公海流し網漁業について本事業を行った。

なお、8年度においては、本事業の実績がなかった。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力

を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日ロ漁業合同委員会第13回会議

「漁業の分野における協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定」（いわゆる日ソ漁業協定）に基づき設置される日ロ漁業合同委員会の第13回会議が9年3月にモスクワにおいて開催された。

本委員会の主な任務は、当面する漁期におけるロシアを母国川とする溯河性魚類の日本による漁獲の条件を決定することにあるが、そのほかにも200海里水域の外側の水域における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業との漁業分野における協力関係につき広く意見交換を行っているところである。北洋さけ・ます漁業については、日本、米国、カナダ及びロシアの4か国による、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」が1993年2月16日をもって発効しているが、我が国はこの条約への署名を行った1992年以降、公海でのさけ・ます漁獲を行っていない。

このことから、今回の交渉においては、さけ・ますの漁獲の問題としては、日本国の200海里水域内でのロシア系さけ・ますの保存及び我が国漁船によるさけ・ます操業について話し合われた。

ア 協議の概要

日ロ漁業合同委員会第13回会議は、日本側から政府代表渡邊敏水産庁海洋漁業部長ほか、ロシア側からはイズマイロフロシア連邦漁業委員会魚族資源保存再生産・漁業規制局長ほかが出席し、9年3月3日から14日までモスクワにおいて開催された。

ロシア系さけ・ますの日本漁船による漁獲について、8年の漁獲に関する情報提供等並びに9年の漁獲及びこれに係る協力等に関する問題の審議を行った。

これらの協議の中で、ロシア側は、ロシア200海里内での日本漁船によるさけ・ますの漁獲について、違反件数が減少しており、悪質なものなくなっていることを評価した。

また、ロシア系さけ・ますの漁獲に係る協力費については、日本側が魚価の低迷等関係漁業者のおかれていた厳しい状況を念頭に協力費の減額等を求めたのに

対し、ロシア側はさけ・ます資源の状況が悪化していること等を理由に厳しい態度で臨み、協議を重ねた結果、3月14日双方合意に達し、同日議事録への署名が行われた。

イ 合意内容の主要点

今次会議における合意の概要は次のとおりである。

(ア) 総漁獲量=5,123t (前年同, うしろぎけ426t (前年401t))

(イ) 操業水域=日本200海里

(ウ) 漁業協力費=7.59億円を上限, 6.71億円を下限とし、漁獲実績に応じて金額を調整する方式

(エ) その他=ロシア連邦の200海里内の水域の問題に関し、ロシア側から、日本漁船によるさけ・ますの漁獲枠として12,000tを提供する旨表明

(2) 日ロ漁業委員会第13回会議

9年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第12回会議は、平成8年11月~12月、東京において開催された。

ア 協議の経過

(ア) 日ロ漁業委員会第13回会議は、日本側からは政府代表渡邊 敏水産庁海洋漁業部長ほか、ロシア側からはイズマイロフロシア連邦漁業委員会魚族資源保存再生産・漁業規制局長ほかが出席し、8年11月25日から12月7日まで東京において開催された。

(イ) まず、8年の両国の漁船の相手国200海里水域における操業状況のレビューが行われた。

(ウ) 次に、8年における一方の国の漁船による他方の国の200海里水域において定められた操業規則の遵守に関連する問題の審議が行われ、ロシア側からは、日本漁船の違反及び未払いについて言及した。

これに対し我が方は、違反件数は着実に減少している旨を指摘しつつ、引き続き違反防止のため、厳正な措置を講ずるとの意向を表明し、また、事実として確認された違反に対する罰金の支払いについて引き続き適切な指導を行うとの意向を表明した。

(エ) 続いて、双方は、9年における自国漁船の相手国200海里水域における操業条件に係る協議を行った。

この協議において、ロシア側は、日本水域におけるロシア漁船の操業条件の改善を求める一方、ロシア水域における日本漁船の操業条件について、資源状況の悪化及びロシア漁業者の操業意欲の高まりを理由として厳しい態度を示した。その後、問題解決のため協議を重ねた結果、12月7日に合意に達し、同日議事録への署名が行われた。

イ 合意の内容

今次会議における合意の概要は次のとおりである。

(ア) ロシア水域における日本漁船の操業条件

a 相互性入漁

① 漁獲割当は10万tとする。(前年同)

② 日本側からロシア側に対しロシア専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

③ その他の操業条件はおおむね前年同。

b 有償操業

① 漁獲割当量は9千tとする。(沖底(II-2区)のみ。前年同)

② 操業条件・水域はおおむね前年同。

③ 日本側はロシア側に4億円を支払う。

c 共通事項

許可隻数はトン数階層別隻数を一部変更し、1,100隻(前年同)とする。

(イ) 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

a 漁獲割当量は10万tとする。(前年同)

b 操業条件・水域はおおむね前年同。

c 許可隻数枠は205隻とする。(前年同)

(ウ) 寄 港

ロシア漁船の我が国への寄港については、9年に限り、補給及び乗組員の休養のため、釧路港への寄港を認める。また、相互主義の観点から日本漁船についてもネヴェリスク港への寄港が認められる。

(エ) 民間協力関係

民間ベースの協力については、双方とも今後の発展に興味を示し、これに関連して、ロシア側は日本国側の当事者が契約ベースで参加する共同操業等の継続のため、ロシアの日本200海里水域内における漁獲クォータの配分に係る問題を適切な場合に検討する用意がある旨を表明した。

(3) 日韓漁業協定の実施

我が国と韓国との漁業関係については、日韓漁業協定(昭和40年12月発効)を基礎として両国漁船の周辺水域における操業が維持されている。協定においては、① 両国が相互に12海里的の漁業専管水域(昭和52年からは、対馬周辺水域の一部を除き領海となる。)を設定する。

② 韓国側漁業専管水域の外側に日韓漁業共同規制水域を設定する(底びき網、まき網漁業等については、この水域内出漁隻数、漁獲量等の暫定的漁業措置を定めている。)

③ 両国の漁業専管水域の外側の水域における取締りについては、漁船の属する国のみが行うこととする(旗国主義)。

④ 合意議事録において、両国が当時設定している底びき網漁業等の規制を遵守するために必要な措置を

とる。

⑤ 共同委員会を設置し、毎年少なくとも1回会合し、共同規制水域等の資源状況及び協定の実施状況について協議する。

などが定められている。

協定締結当時の韓国漁業は、小型漁船による韓国沿岸域での小規模な操業が多かったが、その後、漁船の規模・操業海域が拡大し、我が国の西日本周辺水域に進出するようになった。これに伴い、我が国の沿岸・沖合漁業者との間で漁場競合等の問題が生じるようになり、さらに、我が国の領海、協定水域等における韓国漁船の違反操業の問題が多くなった。

また、昭和52年に、ソ連及び米国が200海里漁業水域を設定したことにより、北洋漁場を失った韓国の1000～2000t級の大型遠洋トロール漁船が、北海道周辺水域での操業を周年化するようになり、漁具被害等の地元漁業者とのトラブルが顕著となった。

これらの問題を解決するため、両国政府間による実務者協議が行われ、昭和55年10月には、日韓双方がそれぞれの水域における操業秩序を維持していくための自主規制措置（第1次）を講じることで合意した。その後、昭和58年10月（第2次）、昭和62年10月（第3次）、平成4年3月（第4次）に自主規制措置の見直し・規制強化が図られてきた。また、第5次自主規制措置は、平成8年12月に暫定的に延長することとなり、平成9年においても実施されている。

しかし、これらの自主規制措置の強化を講じたにもかかわらず、韓国漁船による船名等を隠ぺいしての違反操業があとを絶たず、また、我が国の沿岸・沖合漁業者との間で漁具被害等のトラブルが多発している。なお、平成7年2月の実務者協議において合意された共同漁業資源調査については、平成8年に実施され、その結果が報告された。

新漁業秩序形成に向けた協議

平成5年11月に国連海洋法条約が発効し、韓国及び我が国も平成8年に同条約を締結した。このため、日韓間においては、同条約の趣旨に即した新たな漁業協定を締結するための協議を平成8年5月にスタートし、現在交渉中である。

(4) 日中漁業協定の実施

我が国と中国の間の漁業関係については、日中漁業協定（昭和50年12月発効）を基礎として、東海・黄海における操業が維持されている。協定においては、

①協定の適用水域は東海・黄海の水域とする。

②協定水域における漁業規制として、漁船馬力の規制区域、休漁区（禁止期間区域）、保護区（一定期間に

おける入漁隻数規制区域）を設定する。

③荒天などの緊急事態のため避難する必要がある場合には、指定された港等に赴き避難することができる。

④合意議事録において、両国は航行及び操業の安全等のため並びに海上における事故の円滑な処理のため、自国の漁民を指導する等の措置。

⑤共同委員会を設置し、毎年1回定期的にこれを開催して、協定の実施状況の検討や規則措置についての勧告等を行う。

などが定められている。

協定締結当時の中国漁船は中国沿岸域での操業が多かったが、近年、遠洋漁業の振興に力を入れており、対馬周辺での底びき網漁船及び北海道周辺でのいかつり漁船等による我が国周辺水域での操業の増加に伴い、資源管理措置の減殺、我が国漁船との漁場競合、漁具被害、緊急避難をめぐるトラブルの発生等の問題が深刻化している。

日中漁業共同委員会

平成8年5月30日及び31日の両日、北京において、第20回日中漁業共同委員会が開催された。委員会には、日本側政府委員として尾島雄一日中漁業協議会会長、石川賢広水産庁次長、貞岡義幸在中国日本大使館参事官が、また、中国側政府委員として卓友瞻（ジュオ・ヨウ・ジャン）農業部漁業局局长、甘坐富（カン・ツオ・フー）農業部国际合作司副司長が出席した。委員会の概要は次の通りである。

①日中漁業協定の実施状況を検討し、両国は協定が双方の努力により円滑に運営されていることで意見の一致をみた。

②東海・黄海における底魚資源の状況は明らかな好転が見られないこと、浮魚資源については魚種によっては今後の資源動向に注意が必要であることで意見の一致をみた。

③多国間漁業問題（CITES, APEC, IWC等）につき意見交換を行い、日中は同じ立場であることで意見が一致し、お互いの理解を得ることができた。

④我が国延縄漁船と中国漁船との操業トラブルの防止対策について、1995年7月の日本側延縄漁業関係者の訪中によりトラブルは減少した。また、1996年3月には中国から訪日し西日本漁業関係者と協議を行うなど今後も交流を深めていくことで意見の一致をみた。

新漁業秩序形成に向けた協議

平成5年11月に国連海洋法条約が発効し、中国及び我が国も平成8年に同条約を締結した。このため、日中間においては、同条約の趣旨に即した新たな漁業協定を締結するための交渉を行っている。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議を行った。

第5回協議は1997年1月東京で行われ、国連公海漁業協定及びFAOフラッグング条約の早期発効に向けての努力、太平洋におけるまぐろ漁業問題等両国の関心を有する国際的な漁業問題について意見交換が行われた。

(6) 日加漁業協議

1996年6月、オタワにて日加漁業協議が開催され我が国からは森本審議官が出席した。

本会議では、1996年の対日漁獲割当、水産物貿易、対加漁獲協力、まぐろ漁業等について協議が行われた。また、1995年12月、カナダ政府は1996年の対日漁獲割当を発表した。大西洋沖合においては、シルバーヘイク1,300t、ニギス400t、まついか12,450t合計14,190tが割り当てられた。

(7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきている（近年操業を行っているのは、まぐろ延縄漁船のみ）。96/97漁期の操業条件については、外交チャンネルを通じて協議されているが、96年度中に決着できなかった。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア民間漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって破棄された。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に締結された日・ギルバート諸島漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、93年10月以降の操業条件に関する協議が93年9月に行われ、具体的な操業条件を定めた民間漁業協定が締結された。まぐろ延縄、かつお一本釣り船については、入漁料が月毎に漁価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、民間協定の有効期限は自動延長されることとなった。96年9月に東京において開催された協

議では、入漁料を巡って、その引き上げの要求するキリバス側と、我が国漁業者の経営状況等に鑑み、その現状維持を主張する我が国との間で意見の隔たりがあり、決着するに至らなかった。翌97年2月に再び協議が行われたが双方歩み寄ることなく決裂したため、民間協定の破棄通告がキリバス側より発せられ、97年6月6日を以てまぐろ延縄漁船及びかつお一本釣り船の入漁は中断されることとなった。なお、巻き網漁船については、別途の民間協定を締結しており、その協定の規定に従って97年9月30日まで操業が続けられることとなっている。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

日・ソロモン200海里水域への我が国まぐろ延縄漁船及びかつお一本釣り船の入漁は1979年9月に発効した日・ソロモン漁業協定に基づいて行われてきたが、88年4月ソロモン側より、政府間協定の下に操業条件を定めた民間取極の終了通告が出され、以後4回にわたる終了期限の延長を繰り返してきた。その後、90年12月に新しい民間取極が締結され新しい操業条件が定められた。入漁料支払方法は従来通りに船別航海毎に支払うこととし、96年8月の1航海当たりの入漁料は、まぐろ延縄漁船100t未満約174万円、100t以上273万円、かつお一本釣り約78万円となっている。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結されてきている。1996/97漁期については、最大入漁隻数250隻、入漁料3億2,640万円（一括支払方式）、その他に漁獲努力量を制限することで決着した。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、96年7月に東京において行われた政府間協議により、96年8月12日以降の日本漁船の操業条件等が協議され、97年8月11日までの1年間、仏領海外領土水域におけるまぐろ延縄漁船及びかつお一本釣り船による操業が次のとおり認められた。ニューカレドニア水域：操業許可隻数20隻、漁獲枠1,500t 入漁料（協力費を含む。）290万フラン。

(13) 日・南アフリカ漁業交渉

1977年12月に発効した日・南アフリカ漁業協定に基づく1997年1月から12月までの我が国まぐろ延縄漁船の操業条件について、96年12月にケープタウンにおいて政府間協議が開催された。その結果、97年のまぐろ延縄漁船の操業条件は、①上半期、下半期各々の最大入漁隻数90隻、②半年許可料13,500米ドル/隻、通年

許可料17,500米ドル／隻, ③ビンナガ, メカジキ, その他のカジキの混獲枠を設定する, などで決着した。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは, 1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し, 81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として, 我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は, 200海里経済水域法を制定し, 以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが, 入漁料等の操業条件が折り合わず, 84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。87年代理店を通じた個別入漁方式が導入されたが, インドネシア側には当分の間政府間または民間の入漁協定を締結する意志がないため, 我が国漁船の安全操業等には依然問題がある。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1984年8月に行われた交渉により, 同月以降のまぐろはえなわ, かつお一本釣り, まき網船の操業条件等が協議され, 入漁料が月毎に魚価とともに変動し, 船別航海毎に支払う方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。96年9月の1航海当たり入漁料は, まぐろはえなわ20t未満約37万円, 20t以上約78万円, かつお一本釣り約169万円, 単船まき網約212万円, また, 外地陸揚げを行うまぐろはえなわは3か月間の許可となっており, まぐろはえなわ20t未満152万円, 20t以上約180万円。95/96年度の機材供与は, 7,400万円相当。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1981年4月に発効した日・マーシャル漁業協定に基づき, 93年9月に行われた交渉により, 93年9月以降の日本漁船の操業条件等が協議され, まぐろ延縄船及びかつお一本釣り船については, 入漁料が月毎に魚価とともに変動し, 船別航海毎に支払う方式となり, 操業条件の有効期限は延長されることとなった。95年9月の1隻当たりの入漁料は, まぐろはえなわ約138万円, かつお一本釣り約113万円。91/92年以降の機材供与は廃止された。

(17) 日・パラオ漁業交渉

これまでパラオ200海里水域への我が国の漁船の入漁は, 1984年に発効された民間入漁取極の暫定延長により行われてきた。暫定期間中の入漁料支払方式はランブサム一括支払方式による期間毎許可であったが, 92年1月に船別支払方式で操業期間も年間あるいは航海毎が選択できる新しい入漁取極が合意され, 同年2月より新取極により入漁が開始された。新しい操業条件は以下の通り。①有効期間: 93年2月1日～94年1月31日, その後は自動延長, ②入漁料: (96年2月1日

から97年1月31日までの年間許可) まぐろ延縄20t未満約61万円, 20t以上約98万円, かつお一本釣り約28万円, 単船まき網約175万円, 複船まき網約105万円。航海毎許可料: まぐろ延縄20t未満約33万円, 20t以上約66万円, かつお一本釣り約27万円, 単船まき網149万円, 複船まき網131万円, ③許可隻数: 290隻 (ただし, 単船まき網32隻, 複船まき網7隻まで)。

(18) 日・トゥヴァル漁業交渉

1986年6月に締結された日・トゥヴァル漁業協定に基づき, 94年3月にかつお一本釣り船の操業条件に関する協議が行われ, 個別船が航海毎に90万円の入漁料を支払うことにより, トゥヴァル200海里水域へ入漁することが可能になった。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年6月に行われた交渉により, 同年7月以降の日本漁船の操業条件が協議された。まぐろはえなわ, かつお一本釣りについては, 入漁料を, 船別航海別に支払う方式 (96年7月から97年6月までの1航海当たりの入漁料は, まぐろはえなわ船100t未満約50万円, 100t以上は61万円, かつお一本釣り約39万円) とし, まき網船については, 年間1隻当たり100万円, ただし水揚げ金額の5%が上記金額を上回る場合は, 入漁料が水揚げ金額の5%となるよう追加払いする方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第48回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会議は, 6月24日から6月28日まで (科学委員会及び各種分科会は5月30日から6月27日まで) 英国のアバディーンにおいて加盟国39か国中30か国が出席して開催された。

ア モラトリウムの見直し (改訂管理制度 (RMS) の早期完成)

商業捕鯨再開の前提となっているRMSのうち調査実施のガイドラインの修正が進展した。しかし, 唯一残された課題である監視取締制度 (国際監視員による捕鯨の取締体制の強化等を内容とするもの) について全く進展がみられなかった。しかし, RMSの完成のためにワーキンググループで検討を促す決議がコンセンサスで採択された。

イ 南大洋鯨類サンクチュアリーの見直し

我が国は, 南大洋鯨類サンクチュアリーは科学的根拠がないだけでなくIWC条約の要件を満たしていないので直ちに見直しを行うよう求めたが, 反捕鯨国側はサンクチュアリーは既に決定され, 解決済みの問題

であるとしても別れに終わった。

ウ 我が国沿岸小型捕鯨の暫定救済枠（ミンク鯨50頭）

暫定救済枠50頭の確保のための付表修正提案を行ったが否決された。しかしながら、我が国沿岸小型捕鯨の窮状を緩和するために専門家によるワークショップ等の諸会合（日本で開催）の開催を決定する決議が採択され、沿岸小型捕鯨の暫定救済枠の実現に向け前進した（同ワークショップは1997年3月に仙台において開催した）。

エ 鯨の捕殺方法

英国、ニュージーランドから提案された電気ランス（電流を使った鯨の2次的捕殺手法）の使用を1999年までに禁止する内容の付表修正決議は否決された。これは、技術委員会での電気ランスは致死的效果が高いとの我が国の科学的・技術的主張が評価されたことによるものであり、電気ランスの使用禁止を条約上義務付ける付表の修正は阻止することができた。

オ 鯨類捕獲調査

南氷洋ミンク鯨の年齢毎の系群構造及び分布を把握するために所要の改善を加えた南氷洋ミンク鯨捕獲調査計画及び北西太平洋ミンク鯨捕獲調査計画を科学委員会に提出したが、双方の調査結果とも本格的に検討され、高い評価を受けた。総会においては、我が国の南北両捕獲調査の自粛を要請する決議が米国、豪等5か国から提案され可決された。これに対し、我が国は、本決議は科学的根拠を欠き条約第8条の規定に反した内容を含んでいることから無効であり、これに従う意志はない旨を表明した。

カ 違法鯨肉取引の防止

我が国が行っている違法鯨肉流通防止に関する措置に評価が得られたが、更に取組みを強化すべきとの内容の決議が採択された。日本などは、貿易はIWCではなくCITESの権限であるとして、決議に反対した。

キ 京都宣言・行動計画

我が国から、昨年12月に京都にて開催された「食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議」（日本主催、FAO協賛）で採択された食文化の尊重などを内容とする京都宣言・行動計画の承認を求めたところ、IWCはコンセンサスで同宣言・行動計画を歓迎した。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋公海水域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性

魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学知見等について協議が行われている。

96年については、第4回年次会議が日本（東京）において10月21～25日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシアの4か国の他、オブザーバーとして韓国及びPICES（北太平洋海洋科学機関）が出席した。

主な討議内容としては、各国の取締り及び取締り協力の成果として、96年において加盟国の条約違反漁船が一隻も現認されなかったことが報告され、97年についても96年と同様の取締り協力を行っていくことが確認された。なお、米国からは、操業中の台湾流し網漁船1隻を現認し、追跡等の結果、台湾当局によって当該漁船が連行されたことが報告された。

非締約国対策については、前回合意内容（非加盟国に対し、必要に応じ、FAOで策定された「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定」に加盟するよう働きかけていくこと）が確認された。

また、本件に関連し、既に条約加盟を表明している韓国からは、加盟の前提として条約第13条に規定される「母川国」として韓国が認められるよう要望がなされた。

科学的な議論としては、各国の96年の科学調査の結果及び97年の計画について意見交換が行われた他、年次会議の後（10月28、29日）に北海道において開催されるNPAFC主催のサケマス資源の評価のためのシンポジウムの結果を出版物として刊行することが決定された。

なお、今回の第5回会議は、97年10月27日からカナダのビクトリアで開催され、98年の第7回会議は米国において開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

200海里時代の新たな海洋秩序に対応するため、北西大西洋漁業国際委員会 (ICNAF) は、1980年1月1日をもって廃止され、現在は新条約に基づき1979年1月1日より機能を開始している北西大西洋漁業機関 (NAFO) が、本海域の漁業資源管理機関として活動している。

本機関第18回年次会議は1996年9月9日から11日までサンクトペテルブルグ（ロシア）にて開催され、我が国からは米澤政府代表、ほか外務省、水産庁担当官及び業界代表が出席した。

本年年次会議においては新たな保存取締措置の導入及び1997年の総漁獲量及び国別配分について討議さ

れ、まづいかの総漁獲許容量が15万t、うち我が国への割当2,250t、赤魚の総漁獲許容量2万6千t、うち我が国への割当520t及びカラスガレイの総漁獲許容量が2万t、うち我が国への割当2,050tと決定がなされた。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

第57回会議が1996年10月21日～23日まで米国のラホヤで開催された。

きはだまぐろの資源状況は依然として良好であると報告され、また、まぐろまき網漁業によるイルカの混獲状況は、種々の工夫を漁具に施すとともに船長及び漁労長を訓練したことなどから、1991年の約2万7千頭から、1995年には3,274頭まで減少した。一方で操業がイルカ付き群から木付き群に移行していることに伴う魚体の小型化が報告された。

1996年のきはだの漁獲枠は、まず23.5万ショートtとし、その後の操業状況に応じて2万ショートtずつ3回の増枠を行うとの勧告案の指示が事務局よりあり、原案通り採択された。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

第10回通常会議は、1996年11月22日～29日までスペインのサンセバスチャで開催され、我が国から野村水産庁参事官ほかが出席した。

本会議においては、北大西洋におけるメカジキの国別配分が決定された(我が国は、97年706t)ほか、1994年の決議に従い、パナマ、ベリース、ホンジュラスがICCATの定めるクロマグロの保存の効果を減殺している国として再特定され、当該3か国からの大西洋マグロの輸入を禁止するとの内容を含む勧告がコンセンサスで採択された。

(6) 南極生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第15回年次会合が、1996年10月21日から11月1日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。同会合では、オキアミ、マゼランアイナメ等の予防的漁獲許容量等の保存措置が採択された。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

第3回委員会年次会合が96年8月にキャンベラにおいて開催されたが、懸案であった非加盟国問題などには一定の進展がみられたものの、1996/97年漁期のみなみまぐろ総漁獲可能量及び国別割当量については、みなみまぐろ資源の状況に関する見解の相違から、総漁獲可能量を増加させるべきとする我が国と、これを増加させるべきではないとする豪州及びNZとの間で意見が分かれ、合意することができなかったことから、会期は、一時休会となった。

このため、97年1月に同年次会合再開会合を開催したが、その結果、総漁獲可能量を11,750tとし、国別割当量を日本6,065t、豪州5,265t、NZ420tとする前年同の内容で決着した。

(8) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約(ベーリング公海漁業条約)」が95年12月8日に発効したことを受けて、同条約に基づく第1回年次会議が96年11月13日～15日にモスクワで開催された。

年次会議には、関係6か国(日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国)全てが参加したが、会議の手順として、まず年次会議で議事日程の採択等を行った上で、条約で規定される科学技術委員会を開催し、その後、再び年次会議を開催し必要な決定を行うという方法がとられた。

ア 年次会議

議事日程が採択されるとともに、既に非公式な専門家会合で内容について合意し、作成が終了していた年次会議手続規則及び科学技術委員会手続規則が採択された。

また、会議の役員については、年次会議の議長には主催国であるロシアのジラーノフ氏が選出された他、副議長には米国のローバー氏、また、科学技術委員会の議長には米国のマラスコ博士、副議長には我が国の若林水産庁遠洋水産研究所北洋資源部長が各々選出された。

イ 科学技術委員会

・科学的な事項に係る議論

ベーリング公海における資源を含むアリューシャン海盆スケトウダラ資源の現況について議論が行われ、同海盆全体の資源量を判断するためのデータは十分でないが、種々の調査結果等からみて資源水準が低いという認識では一致した。

また、条約附属書第1部(b)に規定される特定区域のスケトウダラの資源量は、米国の調査結果で582千tであることが確認された(注：条約には、締約国のコンセンサスが得られない場合、かかる特定区域の資源量をアリューシャン海盆スケトウダラ全体の資源量の60%とみなすことが規定されている)。

その後、これら資源の評価に基づき、ベーリング公海における97年の漁獲可能水準の設定に関する勧告について議論が行われたが、一致した結論は得られなかった。

なお、97年は、年次会議に先立ち、科学関係の会合をポーランドで開催することが合意された。

・条約の規定の遵守に係る議論

条約の規定に基づき作成が必要なことで合意された以下の文書の採択を年次会議で行うよう勧告がなされた。

○乗船検査マニュアル（含：安全梯子基準，検査報告書，質疑応答集）

○漁業日誌記載要領

○トランスミッターの最低基準及び使用

○入域及び転載通報要領

なお，作成が未了な文書（中央ペーリング海視察員計画等）については，97年春に米国シアトルで専門家会合を開催し，検討を継続していくことで合意された。

ウ 年次会議

・漁獲可能水準の設定

科学技術委員会の勧告において意見が一致しなかったことから，97年の漁獲可能水準の設定についての各国の見解は，科学的にみて一定量の漁獲が可能とする意見とこれをゼロとするよう求める意見とに分かれたが，議論の結果，明年，資源の増加が認められる場合は，98年の漁業再開について前向きに検討を行うとの理解の下，97年の漁獲可能水準をゼロに設定すること，すなわち，漁獲を行わないことが決定された。

・試験的採捕活動

97年の漁獲可能水準がゼロになったことを受けて，試験的採捕活動（試験操業）の実施についての議論が行われたが，その結果，他の締約国に事前に通報の上，各国2隻を超えない範囲で，科学視察員を乗船させ（要請により他国の科学視察員も乗船），本年次会議で決定された諸文書に沿った操業を行うことを条件に，97年において試験的採捕活動を行うことができることで合意された。

・条約の規定の遵守に係る文書の採択

科学技術委員会の勧告どおりの文書が採択された。

エ 次回年次会議の開催地及び議長・副議長の選出

次回第2回年次会議は，97年11月に米国で開催されることとなり，議長は米国のローバー氏，副議長には我が国の川口水産庁遠洋課長が選出された。

(9) ストラドリング・ストック(SS)及び高度

回遊性魚種(HMS)に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し，我が国，EC，米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により，結局，国連主催の政府間協議で検討されることとなり，ニューヨークの

国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され，1995年8月第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定は，国連海洋法条約の関連規定を通じたストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種の保存と合理的利用を確保するための方策及び国際的な協力のあり方を規定するものである。

本協定には，保存管理措置について，科学的根拠に基づいた保存管理措置，200海里水域内外の保存管理措置の一貫性の確保，公海上の資源について重要な任務を担う地域漁業管理機関の果たすべき機能，地域漁業管理機関非加盟国の取扱いについて記述されている。また，取締については，有効な監視体制の構築，違反漁船に対する旗国の責任，及び違反の発見の場合の手続等を記述してある。なお，紛争可決については，国連海洋法条約に規定されている紛争解決手続きにしたがって解決を図ることとされている。

本協定は，1995年12月から1年間署名のため開放され，30か国の批准の後発効する。我が国は1996年11月に署名を行った。

(10) 食料安全保障のための漁業の持続的
貢献に関する国際会議

1995年12月，京都にてFAOの協力の下，我が国政府主催で開催された。同会議には，95か国の政府関係者，11の国際機関，9の国際的な非政府組織（NGO）が参加した。

この会議において，漁業は食料供給・雇用創出・所得確保等多くの面から食料安全保障に大きく貢献しているとの各国共通の認識が確認された。さらに，将来の水産物供給を増大させるためには，適切な資源管理措置，資源の有効利用，適切な水産物貿易等を実施するほか，水産物利用における地域間・国家間の経済的文化差異の尊重とその重要性の研究を推進すべきこと等をまとめた京都宣言及び具体的な行動計画が採択された。この行動規範及び計画は，FAO水産委員会等の漁業に関する国際的な枠組みにおいて承認あるいは歓迎されている。

4 海外投資事業

我が国から海外に投資した水産関係の合併事業等を営んでいる件数（水産庁報告件数）は，8年3月末現在で，244件，対象国は45か国に及んでいる。これらの提携国及び事業種類の内容は次のとおりである。

(1) 中南米地域

提携先はパナマ，メキシコ，蘭領アンチレス，コロンビア，ガイアナ，スリナム，ペルー，チリ，ブラジ